

岐阜県公報

第二千七百九十号
平成二十八年十月十四日

(金曜日)

目次

告示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉国保課)	六四五
医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する訪問看護事業者等の指定	(同)	六四六
指定医療機関の廃止の届出	(同)	六四六
指定医療機関の名称の変更の届出	(同)	六四六
指定訪問看護事業者等の所在地の変更の届出	(同)	六四七
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同)	六四七
指定介護機関の廃止の届出	(同)	六四八
指定介護機関の休止の届出	(同)	六四九
指定介護機関の名称等の変更の届出	(同)	六四九
第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更	(里川振興課)	六五一
道路の区域変更	(道路維持課)	六五二
大垣都市計画下水道事業の変更認可	(下水道課)	六五二
公共測量の実施	(用地課)	六五三

岐阜県告示第五百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年十月十四日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	指定年月日
スギ薬局 可児広見店	可児市広見二二二一	平成二八・四・一
スギ薬局 穂積駅西店	瑞穂市別府八七八一	平成二八・七・一
関市国民健康保険洞戸診療所	関市洞戸市場二九二三	平成二八・八・一
村瀬眼科クリニック	下呂市萩原町花池一七一	同
関市国民健康保険洞戸診療所	関市洞戸市場二九二三	同
いわさ 歯科	羽島市正木町坂丸二二三二	同
かんべ内科クリニック	大垣市木戸町二八〇	平成二八・九・一

岐阜県告示第五百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年十月十四日

岐阜県知事 古田 肇

訪問看護事業者等の名称 訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地 訪問看護ステーション等の名称 ヨン等の所在地 指定期日

株式会社ゲンキ 大垣市新開町二丁目四七六 訪問看護ステーション もりも 大垣市和合新町一丁目八八九 平成二十八年十月十四日

岐阜県告示第五百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年十月十四日

岐阜県知事 古田 肇

名称 所在 地 廃止年月日

関市国民健康保険洞戸診療所	関市洞戸通元寺一七二二	平成二八・七・三一
村瀬眼科クリニック	下呂市萩原町花池一七一	同
関市国民健康保険洞戸診療所	関市洞戸通元寺一七二二	同
各務原内科	各務原市鷺沼西町四二二六	平成二八・八・七
夏目整形外科	多治見市錦町三四一	平成二八・八・三一
まえかわペインクリニック	多治見市広小路一六三	平成二八・九・一
田口歯科医院	中津川市付知町松原八五九三七	平成二八・三・三一
あいらんど調剤薬局本店	関市住吉町二五二	平成二八・八・一
ファーマライズ薬局 鷺沼川崎店	各務原市鷺沼川崎町二二二八	平成二八・八・三一
ファーマライズ薬局 川辺町店	加茂郡川辺町西栃井二二二二	同

岐阜県告示第五百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年十月十四日

岐阜県知事 古田 肇

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
新 エムハート薬局 各務原店	各務原市蘇原持田町三 五三一	平成二八・九・一
旧 つくし調剤薬局 各務原店		
新 エムハート薬局 笠松店	羽島郡笠松町田代一九〇 三	同
旧 つくし調剤薬局 笠松店		
新 エムハート薬局 多治見栄町店	多治見市栄町一 三七 二	同
旧 マルミ薬局 見栄町店		
新 エムハート薬局 土岐西本町店	土岐市泉町久尻字西本町一 一七	同
旧 マルミ薬局 西本町店		
新 エムハート薬局 蘇原店	各務原市蘇原東栄町二 一〇〇	平成二八・八・一
旧 マルミ薬局 各務原店		
新 さくら薬局 岐南店	羽島郡岐南町八刻一 一七八	平成二八・九・一
旧 ワンダー薬局		

岐阜県告示第五百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその所在地を変更し

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地 サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指定年月日

岐阜県知事 古 田 肇

た旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年十月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

指定訪問看護事業者等の名称	指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	変更年月日
---------------	-----------------------	----------------	-----------------	-------

公益社団法人 岐阜県看護協会	岐阜市藪田南五 一四 五三 岐阜 県民ふれあい会 館第一棟五階	岐阜県看護協会 立訪問看護ステーション高山	新 高山市冬頭町 五八八 一 旧 高山市森下町 一 二七〇	平成 二六・八・一
----------------	---------------------------------	-----------------------	-------------------------------	-----------

岐阜県告示第五百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年十月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

株式会社 棚瀬調剤

岐卓県瑞穂市唐栗二七五番地三

居宅療養管理指導 たなせ調剤薬局

岐卓県瑞穂市唐栗二七五番地三

平成二八・四・一

株式会社 棚瀬調剤

岐卓県瑞穂市唐栗二七五番地三

介護予防居宅療養管理指導

たなせ調剤薬局

岐卓県瑞穂市唐栗二七五番地三

同

有限会社 セイコーファルマ

大垣市久瀬川町四丁目二六番地

居宅療養管理指導

なもり薬局

安八郡安八町城二四七

平成二八・八・一

有限会社 セイコーファルマ

大垣市久瀬川町四丁目二六番地

介護予防居宅療養管理指導

なもり薬局

安八郡安八町城二四七

同

有限会社 メディロップ

岐阜市一日市場北町五番二〇号

介護予防居宅療養管理指導

金の鈴薬局安八店

安八郡安八町東結一五二〇一

平成二八・九・一

有限会社 三榮

安八郡神戸町大字神戸一六七

介護予防居宅療養管理指導

ごうど調剤薬局

安八郡神戸町大字神戸一六七

同

有限会社 なこみの里

中津川市手賀野一七五番地の七

介護予防通所介護

ライフ・リハステーション なこみの里

中津川市手賀野一七五番地の七

同

岐阜県告示第五百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の

三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年十月十四日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

廃止年月日

株式会社 ウェルファ

本巣郡北方町高屋伊勢田一丁目八三番地

訪問介護

ヘルパーステーション コスモス

本巣郡北方町高屋伊勢田一丁目八三番地

平成二八・九・三〇

株式会社 ウェルファ

本巣郡北方町高屋伊勢田一丁目八三番地

介護予防訪問介護

ヘルパーステーション コスモス

本巣郡北方町高屋伊勢田一丁目八三番地

同

岐阜県告示第五百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を休止した旨届出があつたので、同法第五十五条の

三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年十月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

休 止 年 月 日

特定非営利活動法人陽だまり

高山市下林町九六六番地一

訪問介護

指定訪問介護サービス陽だまり

高山市下林町九六六番地の一

平成二五・四・一

特定非営利活動法人陽だまり

高山市下林町九六六番地一

介護予防訪問介護

指定訪問介護サービス陽だまり

高山市下林町九六六番地の一

同

岐阜県告示第五百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中

国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年十月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変 更 年 月 日

株式会社ミック

新 名古屋市中村区名駅三丁目二八番一三〇号
大名古屋ビルヂング三〇号

居宅療養管理指導

つくし調剤薬局 各務原店

各務原市蘇原持田町三五三一

平成二八・八・一

旧 静岡県藤枝市駿河台二丁目一七番一五号

株式会社ミツク	株式会社ミツク	株式会社ミツク	株式会社ミツク	株式会社ミツク	株式会社ミツク	株式会社ミツク
名古屋市中村区名駅三丁目二番一七番一五号 古屋ビルヂング三〇階	名古屋市中村区名駅三丁目二番一七番一五号 古屋ビルヂング三〇階	旧 静岡県藤枝市駿河台二丁目一七番一五号 新 名古屋市中村区名駅三丁目二番一七番一五号 古屋ビルヂング三〇階	旧 静岡県藤枝市駿河台二丁目一七番一五号 新 名古屋市中村区名駅三丁目二番一七番一五号 古屋ビルヂング三〇階	旧 静岡県藤枝市駿河台二丁目一七番一五号 新 名古屋市中村区名駅三丁目二番一七番一五号 古屋ビルヂング三〇階	旧 静岡県藤枝市駿河台二丁目一七番一五号 新 名古屋市中村区名駅三丁目二番一七番一五号 古屋ビルヂング三〇階	新 名古屋市中村区名駅三丁目二番一七番一五号 古屋ビルヂング三〇階
介護予防 居宅療養 管理指導	介護予防 居宅療養 管理指導	介護予防 居宅療養 管理指導	介護予防 居宅療養 管理指導	介護予防 居宅療養 管理指導	介護予防 居宅療養 管理指導	介護予防 居宅療養 管理指導
旧 各務原市蘇原持田町三 つくし調剤薬局 各務原店	新 エムハート薬局 各務原店 旧 つくし調剤薬局 各務原店	マルミ薬局 土岐西本町店	マルミ薬局 土岐西本町店	つくし調剤薬局 笠松店	つくし調剤薬局 笠松店	つくし調剤薬局 各務原店
各務原市蘇原持田町三 五三一	各務原市蘇原持田町三 五三一	土岐市泉町久尻西本町 一一七	土岐市泉町久尻西本町 一一七	〇羽島郡笠松町田代一九 三	〇羽島郡笠松町田代一九 三	各務原市蘇原持田町三 五三一
同	平成二八・九・一	同	同	同	同	同

漁業権者の名称及び住所 海津市漁業協同組合 海津市海津町萱野二〇五番地 五	免許番号 内共第三号 内共第四号	変更の内容 次のとおり 平成二十八年九月二十三日	遊漁規則施行の日 平成二十九年一月一日
揖斐川久瀬漁業協同組合 揖斐郡揖斐川町東津汲八七五番地一	内共第十号	同	平成二十九年一月一日

(「次」は省略し、岐阜県農政部里川振興課水産振興室に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年十月十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
		安八郡神戸町大字瀬古字八幡曲輪一〇三二番地先から	前	三〇・〇 一八・六	一九四・六	A、B及びC、Dは関係図面に示すに及ぶ
		同郡同町大字新屋敷字流六一三番地先まで	後	三〇・〇 二四・二	一九四・六	敷地の区分をい
		安八郡神戸町大字新屋敷字流六一三番地先から	前A	三〇・〇 三三・二	二〇七・七	
		同郡同町大字同字同五九三番一地先まで	後A	三〇・〇 三三・二	二〇七・七	
			後B	一四・〇 一八・三	一九八・五	

県道 大垣野線

安八郡神戸町大字新屋敷字流五九一番地先から	同郡同町大字同字村西四二七番地先まで	前C	三〇・〇 三二・五	三三・八
後C	三〇・〇 三三・五	三三・八	三三・八	
前	三二・〇 三三・三	三三・五	三三・五	
後	一四・〇 二五・〇	二五・九	二五・九	

岐阜県告示第五百二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、大垣都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年十月十四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 施行者の名称
岐阜県 大垣市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
大垣都市計画下水道事業 大垣市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和三十三年三月二十七日から
平成三十四年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

公 示

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（水準測量（一級））

三 作業期間

平成二十八年九月二十六日から

平成二十九年三月二十一日まで

四 作業地域

大垣市、羽島市、瑞穂市、海津市、羽島郡笠松町、養老郡養老町、安八郡神戸町、

安八郡輪之内町及び安八郡安八町

平成二十八年十月十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社